

はじめに

伝承旗本服部氏屋敷跡は平成12年2月の埼玉県教育委員会の県道拡幅に係る遺跡の所在確認調査によって初めて確認された。それまで、地元では服部氏の陣屋の存在を伝えるものは全くなく、僅かにこの周辺を「ヤブヤシキ」という大きな屋敷があった（青林寺住職高岡氏聞き取り）ことや「オトノサマノヤシキ」があったとも伝えられてきた（地主加藤氏の妹からの聞き取り）ようであるが、他の住民からは全くそれらしき伝承を聞くことはできなかった。しかし、明治40年に記された「百間史料」に「権太夫ガ屋敷跡ハ今ノ青林寺ノ境内及其北林是ナリト云ウ」とあり少なくとも明治時代後半までは、旗本服部氏の陣屋についての伝承が語り継がれていたことが分かる。

1) 旗本服部氏陣屋推察の経緯

平成8年度に本考古勉強会において「中近世の地蔵院遺跡」として西原地区の地籍図を用い青林寺東側に細長い区画が残り、さらにこの周囲が百間西原組ではなく百間村の飛地が多いことを指摘し、「百間史料」に残る旗本服部氏の屋敷が本地点ではないかということ推察した。また、地蔵院遺跡でも同時代の遺物や遺構が多いことから服部氏家来の屋敷ではないかとの提言を行っている。また、平成14年度にも「伝承旗本服部氏屋敷跡出土の遺物について」と題し発表を行なっている。

平成12年1月宮代町道路建設課から本地点で県道蓮田杉戸線の拡幅があることを聞き、埼玉県文化財保護課末木啓介氏に連絡し、試掘調査を行って欲しいと依頼した。平成12年2月、県保護課末木氏により試掘調査が行われ、地籍図の細長い区画が堀であることを確認し、宮代町No.40遺跡「伝承旗本服部氏屋敷跡」として埋蔵文化財包蔵地に指定した。その後、試掘調査や発掘調査により包蔵地範囲を拡大しNo.7青林寺遺跡、No.34西原遺跡と併せ、「伝承旗本服部氏屋敷跡遺跡」と改称した。

2) 考古学的手法による調査

県道拡幅に伴う調査として、(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団により平成12年6月から7月にかけて発掘調査を実施した。また、平成13年3月の宮代町教育委員会の調査、平成13年11月から12月にかけての宮代町遺跡調査会による調査、平成14年7月の宮代町教育委員会の調査などで次第にその遺跡の性格が明らかになってきた。

①平成12年度(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団の調査

<検出された遺構>

掘立柱建物跡2棟、竪穴状遺構3基、堀跡1条、溝跡6条、井戸跡14基、土坑10基、柱穴多数

*堀は地籍図で確認できる細長い区画より検出された・・・図1参照

第8号溝は平成12年度の宮代町教育委員会、平成13年度の宮代町調査会の調査で出土した溝の方角とは若干異をなしており、それより古い段階のものであろうか。第1号溝より南側でも多数の遺構が確認されていることが平成13年度の宮代町遺跡調査会の調査とは違う傾向であるといえる。第1号掘立柱建物跡は桁行6間、梁行2軒以上の総柱の建物で柱当は方形を呈していた。堀跡は大きく4時期の変遷が伺えた。なお、概要については宮代町文化財調査報告書第9集「宮代町の中世遺物」に(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団木戸氏より報告されている。

②平成12年度宮代町教育委員会の調査

<検出された遺構>

竪穴状遺構2基、堀跡3条、溝跡4条、土坑28基(内11基が井戸跡)、柱穴多数
*3条の堀が検出された。いずれも真北より10度ほど東側へずれていることから、コの字形を呈する区画なのかもしれない。ピット群が9基確認され、第4号ピット群は掘立柱建物跡、第5・6号ピット群は堀に伴う柵列であることが確認された。第1号溝西側には土塁があったことも確認された。第7号溝は、敷地の増大に伴い人為的に埋められたことが確認できる。この他、柱穴の一部も人為的に埋められたことが分かった。曲輪内は西側に意識がある縄張りとも確認されている。宮代町文化財調査報告書第11集「国納丸屋遺跡・中寺遺跡・伝承旗本服部氏屋敷跡遺跡」参照。

<出土した遺物>

常滑甕、瀬戸緑釉皿・天目茶碗・播鉢、在地系内耳土鍋・播鉢、明景德鎮産染付

③平成13年度宮代町遺跡調査会の調査

<検出された遺構>

竪穴状遺構4基、堀跡4条、溝跡6条、井戸跡7基、土坑6基、柱穴多数
*4条の堀が検出された。いずれも真北より15度ほど東側へずれている。第6号溝は事業団1号溝と対応すると思われ、喰違いの虎口を形成すると推定される。地籍図にもその傾向がうかがわれる。また、第6号溝より南にはほとんど遺構が存在しないことから城館の区画をあらわすものと推定される。第2・5号溝はL字をなし、堀底から志野皿が出土したことから大窯4期(16世紀後半から17世紀初頭)には機能していた可能性が高い。第2号溝からは文亀元年(1501)と推定される板碑が出土していることから本溝が機能していた時代はこれより後である可能性が高い。第4号溝は覆土の土層観察から第2号溝より新しい遺構であることが確認された。第8号溝は第6号溝より新しい可能性が高い。第2・4・5・6・7号溝(堀)底からは粘土層が検出されたため、耐水していた可能性が高い。第9号溝底部からは砂層が検出されたことから流水していたことが確認された。第2号溝の最上層から中層にかけては、本溝の西側に存在していたと推定される土塁を崩したと推定される層も確認されている。この盛土からは18c代の伊万里が出土したことからこの時代

以降に崩された可能性が高い。本調査地点は旧来の道の拡幅のため調査を実施した
が調査区の主軸とほぼ同じ角度で堀が検出されたことからこの旧道は堀の区画と何
らかの関係があると推定される。

<出土した遺物>

明竜泉窯青磁、明漳州窯青磁、常滑甕、瀬戸播鉢・天目茶碗・播鉢・志野皿、肥前
唐津産陶器、志戸呂産播鉢、伊万里産磁器、青銅製鏡、板碑、石臼、在地系内耳土
鍋・播鉢など多数出土した。

④平成 14 年度宮代町教育委員会の調査

<検出された遺構>

竪穴状遺構が 2 軒、土坑 13 基、井戸 1 基、ピット 8 基が検出された。覆土の状況から
第 1 号竪穴状遺構と第 1 号井戸は最も新しい遺構と推定されている。これらからは鑄造
関係の遺物が出土しておりそれらに伴う遺構と推定される。宮代町文化財調査報告書第
11 集「国納丸屋遺跡・中寺遺跡・伝承旗本服部氏屋敷跡遺跡」参照。

⑤発掘調査で出土した遺構や遺物の分析

これらの発掘調査から出土した遺物の分析によると 12 世紀後半から遺物が確認でき、
13 世紀後半から 14 世紀後半で若干の遺物の増加が確認できる。これは青林寺所蔵の板碑
や宿・源太山遺跡出土の板碑を生前供養として建立した在地領主の存在が伺われる。遺
物出土量の第 1 のピークといえるのは 15 世紀後半から 16 世紀前半である。これは百間
郷の領主の存在を想定でき、在地領主の居館か城郭と考えられる。その後、16 世紀第 4
四半期から 17 世紀第 1 四半期に遺物が集中し第 2 ピークを迎える。その後、17 世紀第 2
四半期で若干減少し、17 世紀第 3 四半期で第 3 のピークを向え、17 世紀第 4 四半期で激
減することが伺える。

3) 歴史地理学的手法による調査

明治 10 年の百間 7 カ村の地籍図によると字西原にはほとんどが百間西原組に属するが西
側に百間村・百間東村・百間中島村の飛地が存在することが分かる。さらに百間村の飛地
南端を画するように細長い区画が見られ、現在新設された集落道路 6 号線との交差点付
近は区画がずれている。この屈曲部分は喰い違えとよばれる城郭の虎口を想定させ、門の
存在が推察される。地元ではこの付近を「ダイモン（大門）」と伝えている。また、東側の
百間東村との境には南北に細長い区画が認められ、東から南にかけては細長い区画が「L」
字に配されることがわかる。南側の百間村と百間西原組を画する細長い区画は発掘調査に
より堀であることが確認された。さらに、青林寺周囲にも細長い堀を想定させる区画が残
り南部には喰い違えとよばれる城郭の虎口を想定させる区画も残る。さらに、青林寺と地
蔵院前には城下町や宿場などに多く見られるクランク（枡形ともいう）が見られる。これ
らからも西原地区一体は中世百間郷の宿場や城館であった可能性を伺わせる。さらに、谷
を挟み北側には宿地区と呼ばれる集落がある。江戸時代中期以降は「源太宿」、江戸時代前

期は「後宿」と呼ばれていた（万治2年溜沼争論絵図、地藏院勝軍地藏体内文書）。百間村では主体的なものの北側を「後」と呼んでいる。「後宿」の存在からも主体的な西原地区にあった中世百間郷の領主の城郭や近世初頭の旗本服部氏の陣屋を想定することができるのではなかろうか。なお、宿・源太山遺跡（「後宿」「源太宿」）からは中世の板碑や古銭、土坑などが検出されている（宮代町遺跡調査会報告書第2集「宿・源太山遺跡」）。・・・第3図

一般的に「宿」という名称は近世の街道沿いの宿場を除けば中世の街道沿いや大集落などで使用されていた名称である可能性が高い。本「宿」地区や伝承旗本服部氏屋敷跡遺跡の所在する西原地区は鎌倉街道中道の太田新井、野田、糸原、須賀、下高野というルートに別ルートの春日部市の御厩瀬渡から百間東の西光院さらには須賀へ到ると伝えられる鎌倉街道の沿線付近に位置することや太田新井から金谷原・西原・宿、東から西・前原・西原・宿、姫宮から西原・宿に到る中世百間郷内におけるすべての主要道が集まる場所であったため城館や宿が形成されたものと推察される。・・・第1図

4) 文献史学的手法による調査

文献史学的に旗本服部氏について分かる直接史料（旗本史料、地方史料）は幕府で編纂されたもの以外には皆無といえる。僅かに残る地誌や家譜などから旗本服部氏を考えてみたい。

(1) 旗本服部氏の太田庄支配

①『寛政重修諸家譜』によると・・・史料6

服部家の祖先は、伊賀国服部（三重県上野市）の住人で、永禄3年（1560）に家康に仕えたと伝えられている。政季（政光）は天正18年（1590）の小田原への参陣の際には、家康に従い本多忠勝の配下に属し、御使番を勤めている。徳川家康の駿河から関東への移封に伴い、文禄元年（1592）に武蔵国太田庄の内3000石を宛がわれた。さらに、慶長5年（1600）の上杉景勝の征伐に参陣し、この後に近江国長浜（滋賀県長浜市）に1000石の領地を与えられている。その後、慶長19年の大阪冬の陣、元和元年（1615）の大阪夏の陣にも参陣し、同年4月26日に京都で没している。妻は岩槻城主高力清長の女子である。政季（政光）の子の政信は、慶長5年の関ヶ原の戦いに参陣して御使番を勤め、帰陣後に武蔵国臼井で500石の領地を宛がわれている。慶長19年の大阪冬の陣、元和元年の大阪夏の陣にも御使番を勤めている。同年、父の遺領のうち、3000石を相続し、併せて3500石を知行した。その後、元和5年遠江国今切（静岡県浜名郡新居町）の関所番となり500石を加増され、采地も遠江国敷智郡に移されたと記される。

②『記録御用書本古文書』・・・史料1・2

徳川家康から服部与十郎に天正20年(1592)2月1日太田荘の内3000石を与えられたことが分かる。

徳川秀忠から服部権太夫に寛永2年(1625)12月11日に遠江国敷智郡に所領を与えられた朱印状が残る。

③『寛永諸家系図伝』によると・・・史料7

服部政光に天正19年(1591)武州太田領3000石を賜る。

元和元年(1615)政光死去、政信父の遺領の内太田荘3000石を継ぐ。

元和5年(1619)遠江国今切の関所番として遠江国敷智郡へ移封。

④『武徳編年集成』・・・史料4

天正18年(1590)8月武蔵太田郷3000石を服部権太夫政季が賜る。とある。

(2) 太田庄百間郷の範囲

文禄元年、徳川家康から旗本服部政季に太田庄3000石が与えられたことが分かる。しかし、太田庄のどこに所領があったかについては判明しない。しかし、平成15年1月に(独)国立公文書館内閣文庫に年未詳「服部家略譜」や文化8年「諸家系譜(服部)」があることが分かり調査を行った。その結果、服部政季・政信父子が領したのは太田荘の内百間郷3000石であることが判明した。・・・史料3、8

それでは百間郷3000石とはどの範囲をいうのであろうか。元禄16年の「日光御成道道拵免除願」(百間村折原家文書4717)によると「先規百間村一村ニニ而高式千四百石ニ御座候」とあり百間村は2400石であることが分かる。残りの600石については、その後の百間村相給を考えると分かる。

寛永元年(1624)、百間村は旗本朽木氏、永井氏、池田氏にそれぞれ1000石づつに分け与えられた。「武蔵国田園簿」によると百間村隣村須賀村には「阿部対馬守知行 式百六石式斗六升」とある。「元禄郷帳」では須賀村の石高は「八百式拾五石九斗壹升九合」とあり、約600石の誤差が生じている。須賀村は岩槻藩領の他、旗本池田氏・永井氏の知行地でもあった。永井氏・池田氏との須賀村の知行地は300石であったことが確認されている。一方、百間村(百間東村)の永井氏知行地は700石、百間村(百間中村と百間中島村)の池田氏知行地は700石であったことが確認されている。これらのことから、百間村2400石に須賀村600石を併せた範囲が服部氏の知行地であったと推定される。

(3) 旗本服部氏の屋敷

服部氏の屋敷については、「新編武蔵風土記稿」や『百間史料』にその記載がある。

⑤『新編武蔵国風土記稿』・・・史料5

「服部氏の家譜に、権太夫政信慶長 20 年父政光が跡、武州太田庄 3 千石に自領 500 石を合わせ是を賜うと記せり。村内（百間村三組）に権太夫が屋敷跡あれば彼所領なるべし。」

⑥『百間史料』

「権太夫が屋敷跡は今の青林寺の境内及其北林是なりと云う。」と服部権太夫の屋敷が百間村の西原にある青林寺付近であると伝えられていることを記している。

元和 5 年の百間村検地帳（百間三組分）が残っていないため詳細は不明であるが元禄 10 年の百間村検地帳では、すでに青林寺は現在地にあることが確認されている。検出された堀の覆土に宝永の火山灰が堆積していないことからそれ以前に破城されたものと推定される。

（4）旗本服部氏の百間郷から移封

『寛永諸家系図伝』によると政光（政季）の子政信が「同五年勤遠州今切関御番干時加賜五百石」とあり元和 5 年に遠州今切に赴任したことが分かる。『記録御用所本古文書』にも寛永 2 年に徳川秀忠から服部権太夫宛の朱印状が確認できる。これらのことから、旗本服部氏は文禄元年（1592）から元和 5 年（1619）まで百間郷に領地があったことが推定される。服部政信の従兄弟である岩槻藩主高力忠房が元和 5 年に浜松に移封したことと関係があると推定される。なお、高力忠房も寛永 2 年に秀忠からの印判状が確認できる。元和 5 年に百間領 5000 石の天領（幕府領）の検地が行われているのは、旗本服部氏が百間郷を離れたためであろうか。

（5）服部政光と政季について

「寛政重修諸家譜」や「寛永諸家系図伝」では太田庄を領したのは政光と記されるが他史料では政季と記される。「寛政重修諸家譜」編纂にあたり服部家から出された「服部略譜」や「諸家系譜」などでも政季と記されている。しかし、「寛政重修諸家譜」では政光となっているが、これは「寛永諸家系図伝」を引用したからであろう。このようなことから、「寛永諸家系図伝」の編纂の際、政光と政季を錯誤し記載したものと推定される。

5) まとめ

今まで、考古学、歴史地理学、文献史学により旗本服部氏を解明してきたが、その結果、15 世紀後半から 16 世紀前半の時期は百間郷の在地領主の居館があった可能性が指摘でき、16 世紀第 4 四半期から 17 世紀第 1 四半期にかけては、伝承で残る旗本服部氏の陣屋に関係があると推定される。ふれ愛センター宮代や宮代町郷土資料館建設に伴い発掘調査が行

われた地蔵院遺跡も伝承旗本服部氏屋敷跡遺跡と同じ傾向が指摘されていることから、西原地区一体は中世百間郷の中心地であり、郷内の中核的な集落や城館であったと考えられる。本遺跡で確認された15世紀後半から16世紀代の堀や井戸、竪穴状遺構、土坑などから出土した遺物は中世城郭にしては非常に多い状態であった。これらのことから本城館が一時的に構築された砦的な城郭ではなく、百間郷の領主が住した居館的な城郭であったと推定される。西側に土塁を伴うことや堀幅が5メートルを超えることから、百間郷領主の中核的な城郭であったと推定される。宿・源太山遺跡や地蔵院遺跡の中世遺構や遺物も本城館と関係が深いものと推定される。このような地域の状況から旗本服部氏は百間郷の領主の城郭やその周囲の集落を利用し陣屋や城下集落・宿（城下町）を構築したと推定される。

江戸時代の旗本は陣屋を構え在地支配を行っていた。旗本服部氏は徳川家康から太田庄の内百間郷を与えられ、その領地を支配する上で郷内に陣屋を構築する必要性があった。戦国期から百間郷の中心的集落であり在地領主の居館のあった西原地区は旗本服部氏の陣屋を造る上で重要な場所であったと推定される。このような背景で、16世紀末葉、中世百間郷の領主の城館を改築し、旗本服部氏が陣屋を構えたと推定される。

平成12年度第7号溝を埋め立て敷地を拡大していること、柱穴を人為的に埋めロームブロックで固めていることなど大掛かりな普請が広範囲に確認されている。これは、大規模な城館普請を想定でき、その主体は百間郷の在地領主とは考えにくいことから、旗本服部氏の存在が重要であったと推定できる。

青林寺付近からその東側の百間村（百間本村）の飛地部分を中心に旗本服部氏の陣屋があり、その東側にあたる地蔵院遺跡は服部氏家臣の屋敷地があった可能性も考えられる。さらに、地蔵院前と青林寺前にクランクがあることは、城下町や宿場で確認できるクランクの形態であることから西原地区が旗本服部氏の陣屋と密接な関係があることを伺わせる。

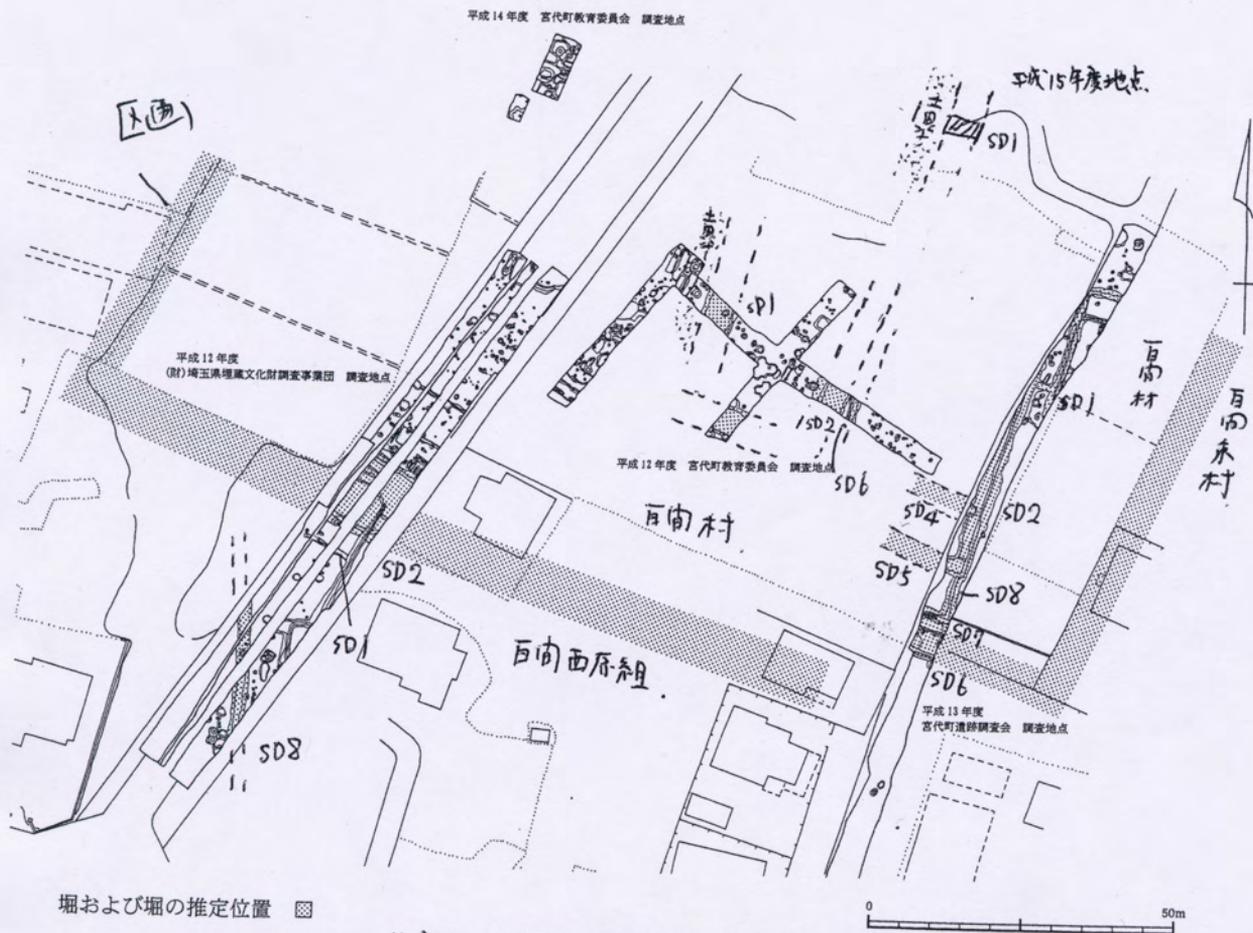
発掘調査で最も多くの遺物が出土した時代は、旗本服部氏の百間郷支配が確認できる期間であった。また、出土遺物の中には、武士階級が使用した刀の縁、鏡もあり、本遺跡が旗本服部氏の陣屋であることはほぼ間違いないといえるだろう。遺物の編年から見ると第2のピークである16世紀最末から17世紀第1四半期まで最も多く出土する傾向が見られる。その後、17世紀第2四半期で減少し、17世紀第3四半期で第3のピークが認められ、17世紀第4四半期で激減する。服部氏が百間郷を領していたのは17世紀第1四半期までであり、それ以降については青林寺過去帳に見られる天領代官曾根与五左衛門の代官陣屋があった可能性もある。その後、宝永4年（1707）の富士山噴火以前に破城されたものと推定される。

本遺跡の北側の宿地区は、江戸時代前期「後宿」と呼ばれていた。百間村では主体的なものの北側を「後」と呼んでいる。「後宿」の存在からも主体的な西原地区あった旗本服部氏の陣屋を想定できるといえるだろう。



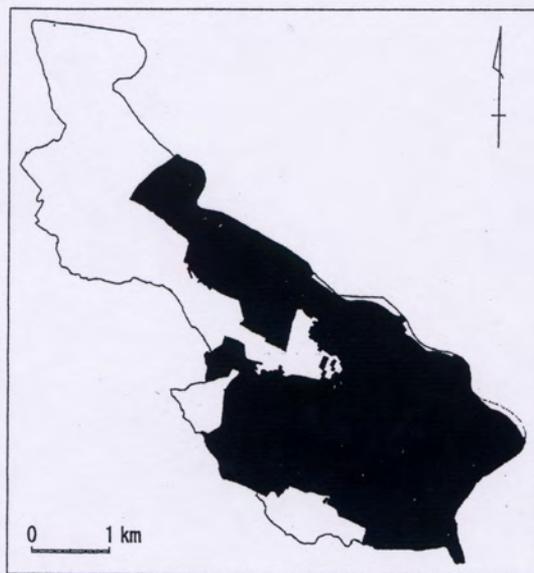
- ① 旗本服部陣屋
 ② 宿・赤木山遺跡
 宿(源本宿・後宿)
 ③ 西光院遺跡
 ④ 中寺遺跡
 ⑤ 中遺跡
 ⑥ 地藏院遺跡
- ⑦ 東条宿屋敷遺跡
 (地下式坑・鎌倉街道)
- 迅速図(明治前期) 国土地理院提供
 伝道越道

第1図 宮代町の中世の主な道と中世遺跡

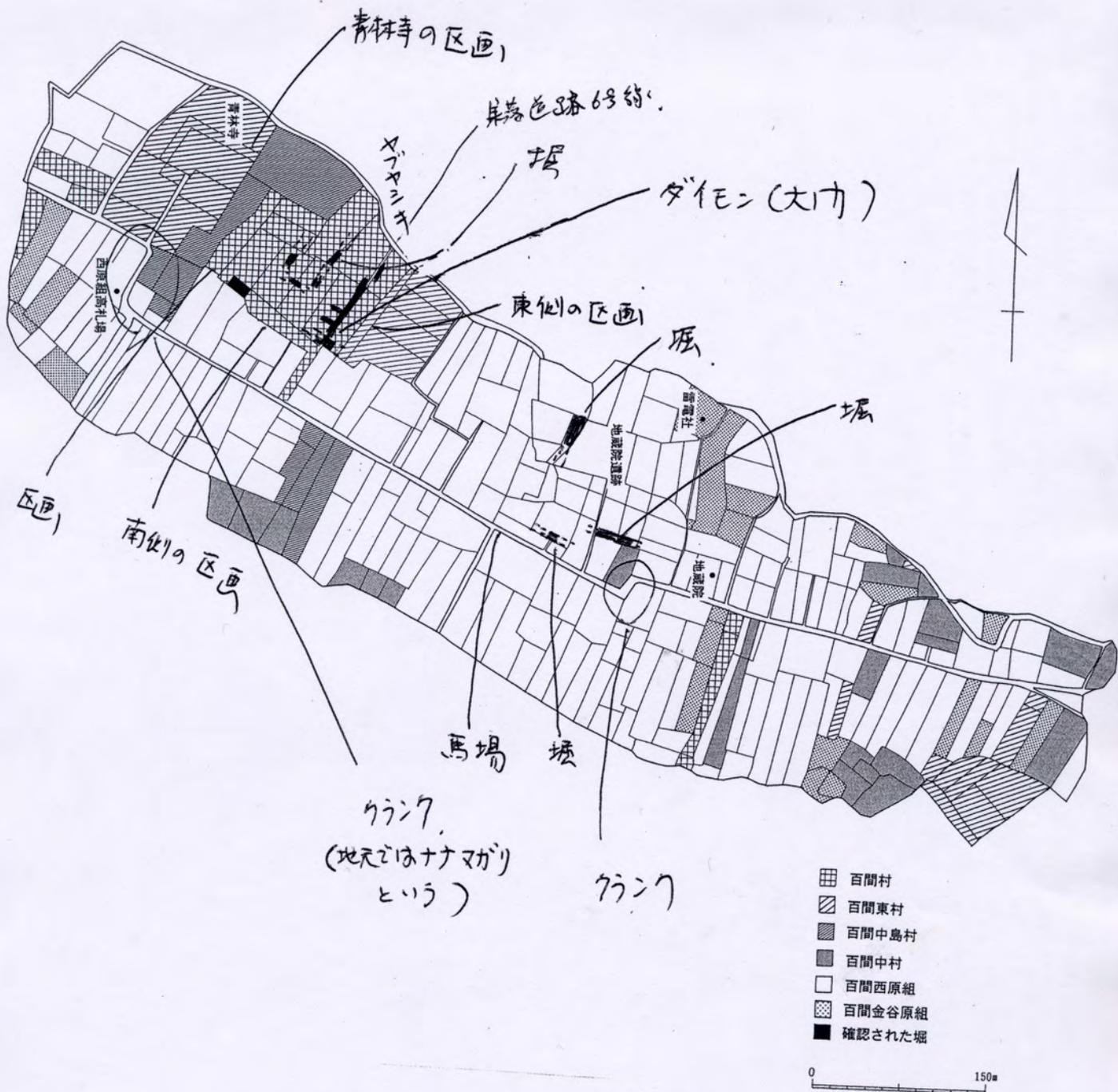


堀および堀の推定位置 □

第3図 伝承旗本服部氏屋敷跡堀の推定地



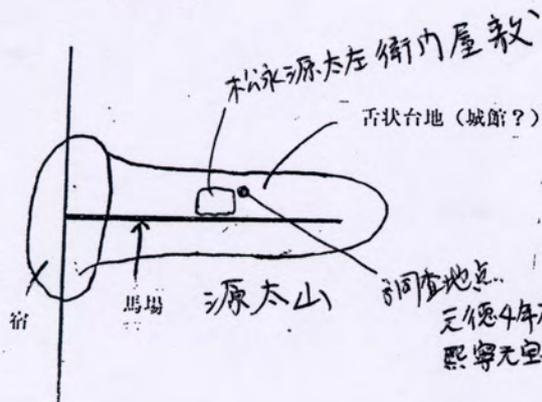
第4図 旗本服部氏支配領域 (須賀村は岩槻藩領含む)



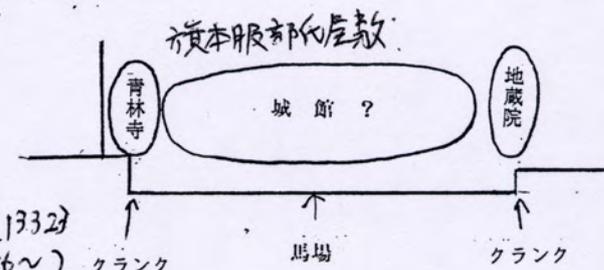
第2図 字西原地内地籍図 (明治10年)

※模式図

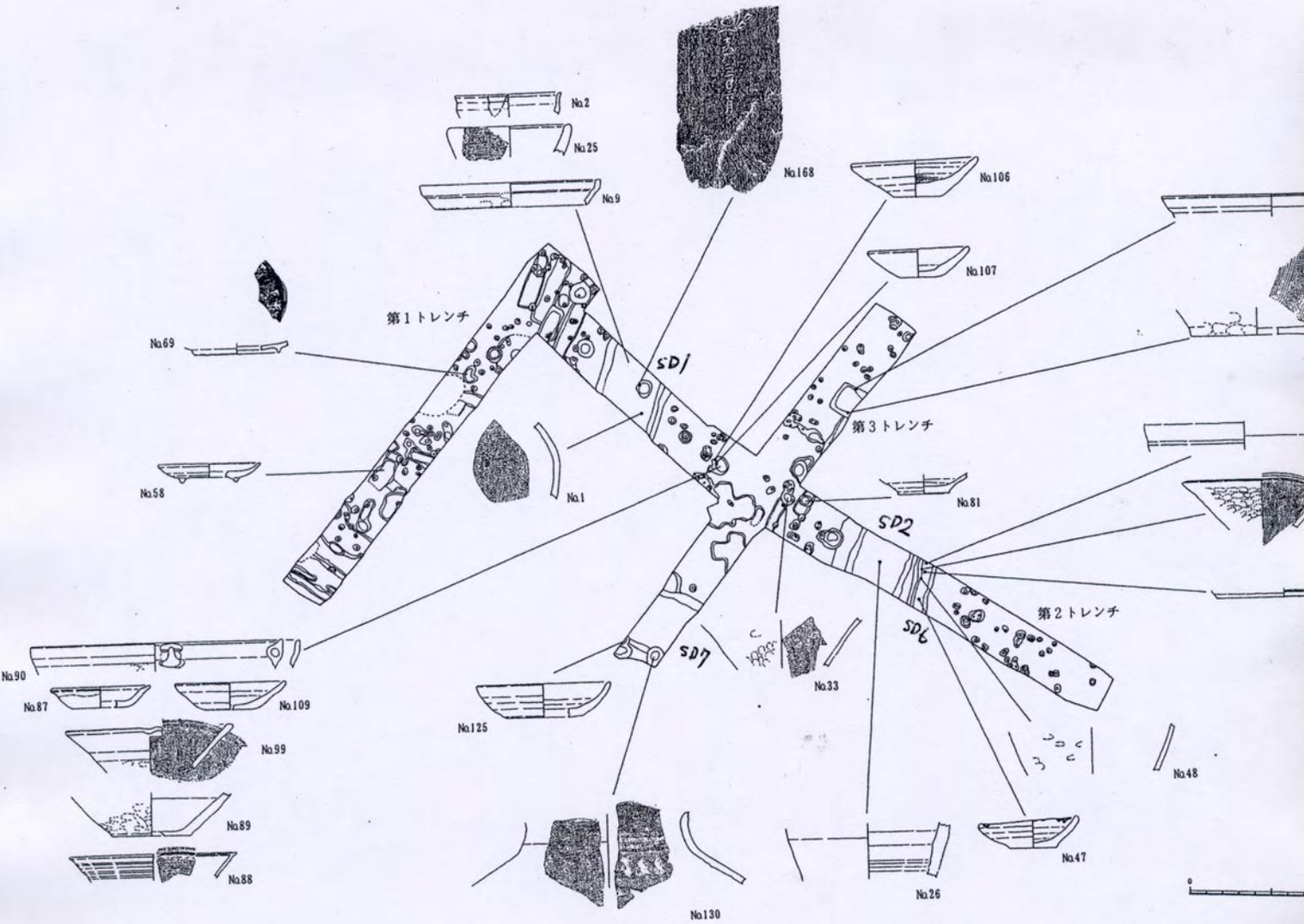
宿地区



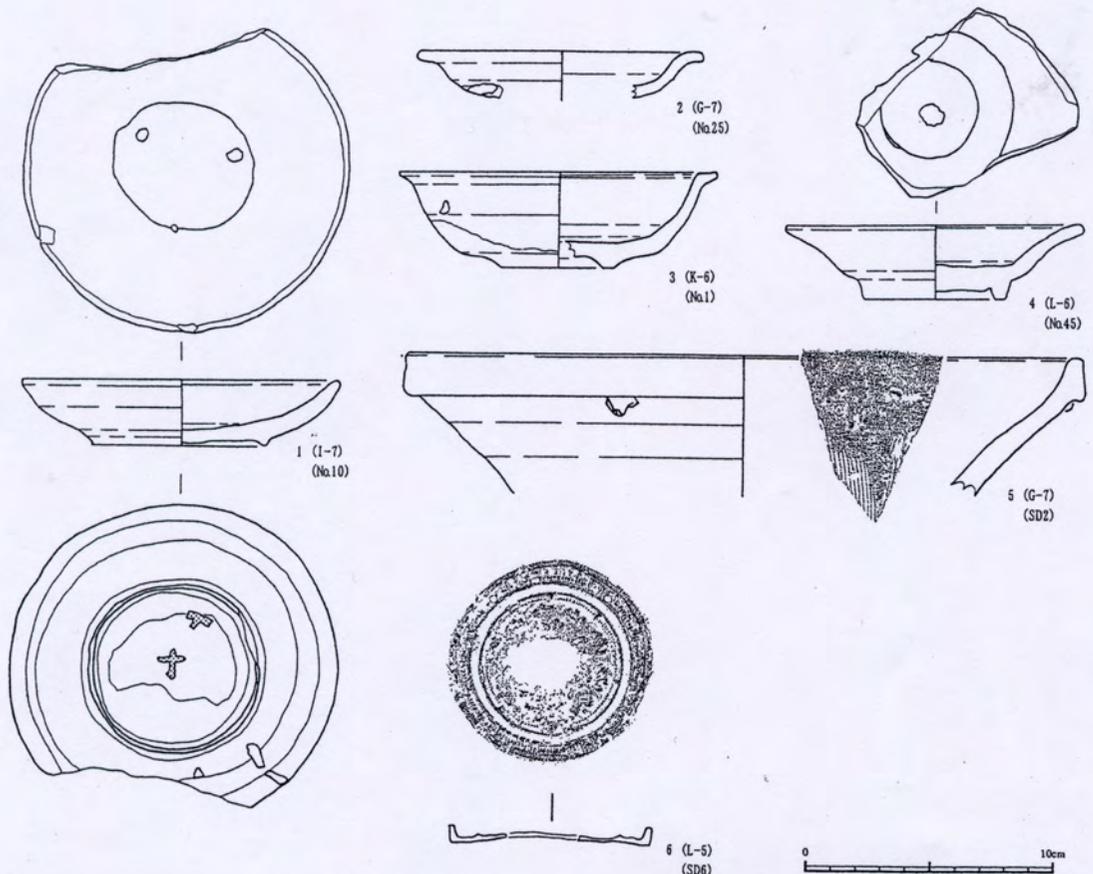
西原地区



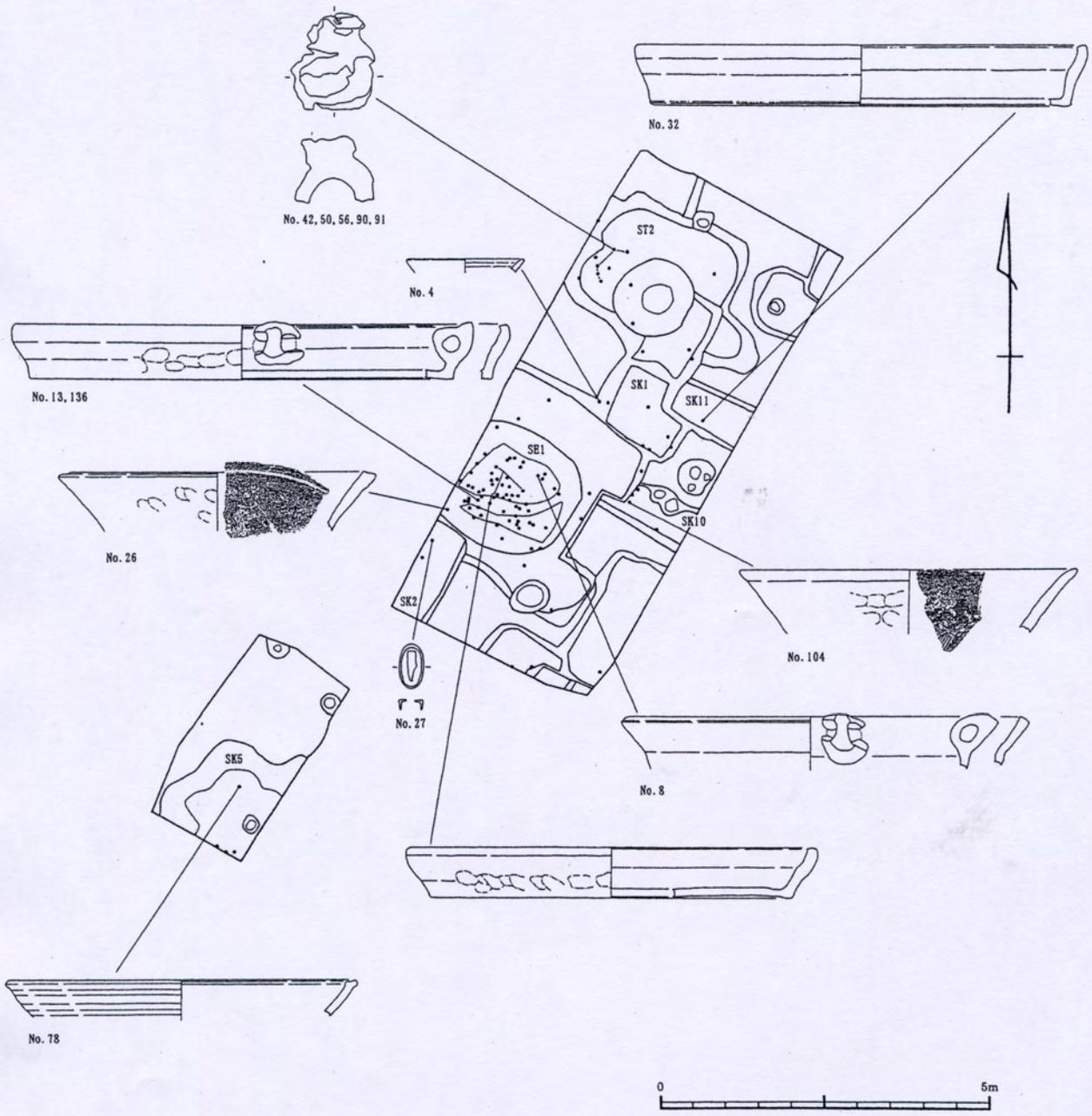
… 33 宿地区・西原地区模式図



第6図 平成12年度伝承旗本服部屋敷跡全測図及び遺物分布図

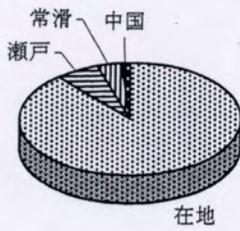


第7図 平成13年度伝承旗本服部氏屋敷跡出土遺物

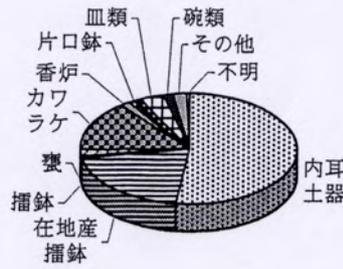


第8图 平成14年度佐佐木町平野氏屋敷跡全測図及び遺物分布図

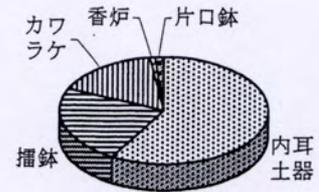
産地別グラフ(2000年度)



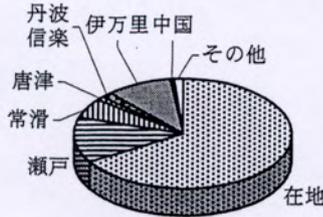
器種別グラフ(2000年度)



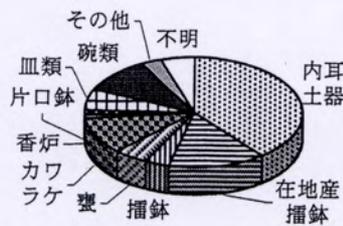
在産器種別グラフ(2000年度)



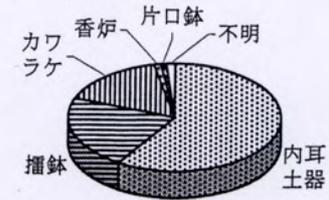
産地別グラフ(2001年度)



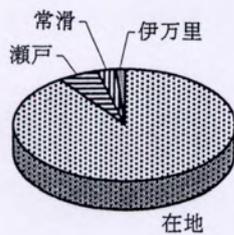
器種別グラフ(2001年度)



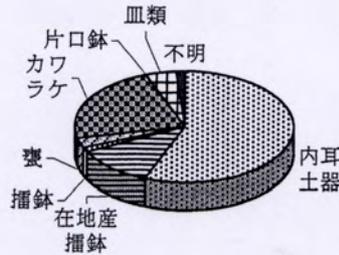
在産器種別グラフ(2001年度)



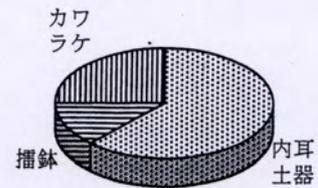
産地別グラフ(2002年度)



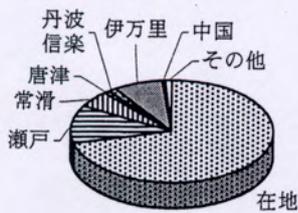
器種別グラフ(2002年度)



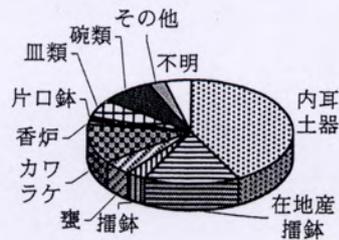
在産器種別グラフ(2002年度)



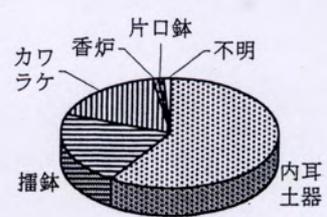
産地別グラフ(2000~2002年度)



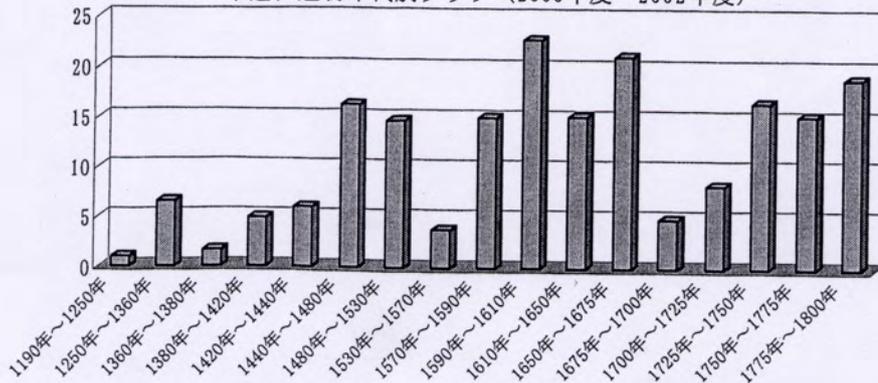
器種別グラフ(2000~2002年度)



在産器種別グラフ(2000~2002年度)



中近世遺物年代別グラフ(2000年度~2002年度)



第9図 伝承旗本服部氏屋敷跡分析グラフ

	2000年度	2001年度	2002年度
瀬戸美濃製品遺物表 (小期判別可)			
古中期		2	
古後Ⅰ期			
古後Ⅱ期			
古後Ⅲ期	1		
古後Ⅳ期	2	4	1
大窯1期		5	
大窯2期		1	
大窯3期		6	
大窯4期		8	
登窯第2小期		4	
登窯第3小期		4	1
登窯第4小期		1	
登窯第5小期		1	
登窯第6小期		2	
登窯第7小期		2	
登窯第8小期		2	
瀬戸美濃製品遺物表 (小期判別不可)			
古後期	3	6	
古後Ⅰ～Ⅲ期		1	
古後4～大窯1期		1	
大窯1～2期		1	
大窯3～4期		3	
大窯期	1	4	1
15C後～16C末	1		
17C		3	
18C		6	
中世	1		
近世		16	
唐津製品遺物表			
唐津Ⅰ期		3	
唐津Ⅲ期		1	
唐津Ⅲ～Ⅳ期		1	
17C前半		1	
17C中～末		2	
18C		1	
近世		1	
常滑製品遺物表			
編年4～5	1		
編年6b		1	
編年6a～7		1	
編年6a～8	1		
編年8～9		1	
編年10		1	
編年11～12	1		
13C～14C		1	
16C前半		1	
中世		20	
近世		1	
丹波信楽製品遺物表			
近世		8	
備前製品遺物表			
近世		2	
志戸呂製品遺物表			
大窯3～4期並行		2	
伊万里製品遺物表			
17C中頃		1	
17C後半		4	
18C前半		2	
18C末		2	
18C		29	
近世		7	
中国竜泉窯製品遺物表			
13C		1	
15C前～16C前		2	
中国漳州窯製品遺物表			
16C		1	
明染付製品遺物表			
15C後～16C末	1		
16C末～17C初	1		

中近世年代別表	2000年度	2001年度	2002年度	2000～2002年度
1190年～1250年	1.00	0.00	0.00	1.00
1250年～1360年	0.00	6.53	0.00	6.53
1360年～1380年	0.00	1.62	0.00	1.62
1380年～1420年	3.25	1.62	0.00	4.87
1420年～1440年	4.50	1.49	0.00	5.99
1440年～1480年	0.00	15.27	1.00	16.27
1480年～1530年	0.98	13.48	0.25	14.71
1530年～1570年	1.31	2.25	0.25	3.82
1570年～1590年	1.31	13.46	0.25	15.03
1590年～1610年	1.65	20.85	0.25	22.74
1610年～1650年	0.00	15.16	0.00	15.16
1650年～1675年	0.00	20.12	1.00	21.12
1675年～1700年	0.00	4.90	0.00	4.90
1700年～1725年	0.00	8.29	0.00	8.29
1725年～1750年	0.00	16.59	0.00	16.59
1750年～1775年	0.00	15.25	0.00	15.25
1775年～1800年	0.00	18.93	0.00	18.93

産地別分類表	2000年度	2001年度	2002年度	2000～2002年度
在地	140	551	63	754
瀬戸	10	112	4	126
常滑	6	47	2	55
志戸呂	0	4	0	4
唐津	0	10	0	10
肥前	0	4	0	4
備前	0	4	0	4
丹波信楽	0	13	0	13
伊万里	0	81	1	82
中国	2	5	0	7
合計点数	158	831	70	1059

器種別分類表	2000年度	2001年度	2002年度	2000～2002年度
内耳土器	66	5	0	71
内耳土鍋	14	108	11	133
焙烙	2	213	28	243
播鉢	33	150	9	192
甕	3	42	2	47
天目茶碗	2	7	0	9
カワラケ	23	89	16	128
香炉	2	12	0	14
片口鉢	3	11	0	14
緑釉皿	1	1	0	2
灰釉皿	0	2	2	4
折縁皿	1	7	1	9
端反皿	0	6	0	6
腰折皿	0	2	0	2
稜花皿	0	2	0	2
志野皿	0	5	0	5
輪壳皿	0	2	0	2
菊皿	0	1	0	1
蛇の目皿	0	1	0	1
卸皿	0	1	0	1
灯明受皿	0	3	0	3
その他の皿類	4	18	0	22
丸碗	0	7	0	7
小碗	0	5	0	5
平碗	0	2	0	2
その他の碗類	0	63	1	64
瓶子	0	2	0	2
瓶	0	3	0	3
壺類	2	2	0	4
その他	1	17	0	18
不明	1	42	0	43
合計点数	158	831	70	1059

第1表 伝承旗本服部氏屋敷跡出土遺物表

史料 1

「天正二十年 徳川家康印判状写」

武州太田庄之内參千石并野河原等之事右出置之畢永可
令知行者也而如件

天正廿年

二月朔日 御朱印

服部与十郎とのへ

史料 3

「服部家略譜」

平姓

服部

服部伊賀守家絶五代左京亮政家男

右

左京之進 初政秀

權大夫

史料 2

「寛永二年 徳川秀忠印判状写」

遠江國敷智郡山崎村八百九拾六石八斗餘小人見付百拾
五石式斗餘、高塚村式百九拾式石餘、太窪村七百廿式
石四斗餘、志都呂村六百八十五斗餘、篠原村五百四拾
七石、神谷村四百四石式斗餘、伊佐地村三百三拾三石
六斗餘、以上四千石此外式百九拾五石七斗餘所々開墾
之地共都合四千式百九拾五石七斗餘事令扶助事全可令
知行者也

寛永二

御朱印

十二月十一日

服部權大夫とのへ

政光

永祿三申年五月中旬今川義元・織田信長於尾州愛知
郡查掛合戦之節權言様江兵糧船奉獻候處於三州岡崎被
召出遠州川之庄三千貫之知行拝領仕候、○元龜三申年
味方原御合戦之節海陸両方之押被仰付東村之城二罷在
候天正十年九月十五日伊豆国佐野小屋砦松平周防守差
凶二付悴与十郎召連加勢仕、小屋攻取御感之上意を蒙
る同十三年二月二日死七十歳

權大夫 初与十郎

政季

權言様天正年中被召出同十年九月十五日父と共に佐野
小屋之砦を攻落上意之蒙より同十三年家督十八年小田
原御陣御使番○関八州御分限之節、武州太田之庄百間
郷三千石拝領御判物于今取持
(中略)
其後於江州長浜御加増千石拝領慶長五年台徳院様へ被
附宇都宮迄御供宇都宮罷越候處俄二病氣江戸罷帰○慶
長十九寅年大阪御陣之節御使番相勤御供同廿年同御供
仕候處病氣二付京都二罷在同年四月廿六日京都二而病
死五十六歳

權大夫 与十郎

政信

台徳院様部屋住より被 召出、武州白井二而知行五百

石慶長五年関ヶ原御供、同十九年大阪御陣台徳院様使
番、同廿年五月七日於天王寺黒門内敵の姓名不知鎧を
合首二級を得内藤石見守見届之書上仕候、○慶長廿年
四月廿六日父病死二付高四千石之内百間郷三千石并是
迄取来候、五百石を合三千五百石被下置弟李之助江千
石被下○元和五末年御使番二而御上洛之節、今切御関
所御番御加増五百石寛永二年十二月今切御番相勤二付
遠江國敷智郡之内開墾之地共都合四千式百九拾五石七
斗餘被成下御判物于今取持大猷院様迄御二代御奉公○
惣領次男共病死二付、三男四男江分知奉願、三男新左
衛門式千七百石四男与左衛門千五百石○寛永十九年五
月十七日今切二而死六十四歳

政重 李之助

年月不知父政季跡目千石分被下拾五歳二而台徳院様江
被 召出○慶長五子年御小姓組○其後兄政信与共小遠
州今切御関所御番仕候○寛永元子年今切二而病死

政次 (李之助)

元和二年十一才二而初見○御小姓組○死

政勝 (李之助)

実大久保四郎左衛門忠達二男
養子家督 乱心家絶

政長 与十郎

政久

信利

信成

(後略)

史料

〔武徳編年集成〕

(前略)

○ 神君今般聞八州ヲ領シ玉フニ依テ、参遠ノ旧臣ガ所領ヲ八州ノ内ニ於テ授ラレ各加恩セラル、然レトモ駿甲信先方ノ族ハ新属タル故ニ其旧知ヨリ殺高減少ス。

一 上野箕輪城十萬石 井伊兵部大輔直政

(中略)

一 武蔵岩槻一萬石 高力河内守清長

此外浦和一萬石ノ租税ヲ沙汰ス

(中略)

一 上野新川梶原三千石 稲垣平右衛門長茂

一 武蔵太田郷三千石 服部權太夫政季

一 武蔵比企三千石 渡辺半蔵守綱

(後略)

史料 5

〔新編武蔵風土記稿〕 卷之二百七

埼玉郡之九 百間領

○ 百間村 付持添新田 百間村は則百間領 (中略)

服部氏の家譜に、權太夫政信慶長二十年父政光が跡、武州太田庄三千石に、自領五百石を合て是を賜うと記せり、村内に權太夫が屋敷蹟あれば彼所領なるべし。

(後略)

史料 6

〔寛政重修諸家譜〕

(前略)

政信

興十郎 權太夫 母は清長が女、慶長五年關原の役に供奉し、御使番をつとむ。御歸陣の、ち武蔵國日井に在りて、築地五百石をたまふ。十九年大坂御陣の時も御使番をつとむ。元禄元年再陣の時も五月七日天王寺關門のうちに在りて、敵と鏖をあはせ、首級を擧たり。此年父が遠歸のうら三千石を賜ひ、これまでの領地をあはせ三千五百石を知りし、千石の地を御使助政重にわからあたふ。五年御上洛の時、榮ひたまつり、京都に在りて、遠江國今切の關所番となり、五百石を加賜せられ、のち築地を關國郡部のうちにうつされ、新築の田をあはせてすべて四千二百九十石を知りし、寛永二年十二月十一日御朱印を下さる。十九年五月十七日今切に在りて死す。年六十四。法名淨賢。妻は加藤某左衛門正次が女。

政光

興十郎 權太夫 母は清長が女、慶長五年關原の役に供奉し、御使番をつとむ。御歸陣の、ち武蔵國日井に在りて、築地五百石をたまふ。十九年大坂御陣の時も御使番をつとむ。元禄元年再陣の時も五月七日天王寺關門のうちに在りて、敵と鏖をあはせ、首級を擧たり。此年父が遠歸のうら三千石を賜ひ、これまでの領地をあはせ三千五百石を知りし、千石の地を御使助政重にわからあたふ。五年御上洛の時、榮ひたまつり、京都に在りて、遠江國今切の關所番となり、五百石を加賜せられ、のち築地を關國郡部のうちにうつされ、新築の田をあはせてすべて四千二百九十石を知りし、寛永二年十二月十一日御朱印を下さる。十九年五月十七日今切に在りて死す。年六十四。法名淨賢。妻は加藤某左衛門正次が女。

(後略)

史料 7

〔寛永諸家系図伝〕

(前略)

政光

權太夫 生國同前
秀吉征小田原時供米于
大権現属本多中務大輔
慶長五年上杉景勝又逆時從
大権現赴野州宇都宮罹病止焉
同十九年大坂御陣時爲御使番供奉
於武州太田庄領三千石於江州長濱領
十石惣四千石
同二十年於京都北歲五十四

政信

權太夫 生于遠州河庄
慶長五年關原御陣時供米于
大権現于時十七歲御歸陣後拜賜五百石
地
慶長十九年大坂御陣時爲御使番而供
奉于
台徳院殿
翌年五月七日於天王寺關門内獲首級
内蔵石見子見之
元和元年政光此後遺領四千石内於太
田庄拜賜三十石与本領合三千五百石
領之千石家本工相領之 江州長濱川
日同五年關原今切關御番于時加賜
五百石
寛永十九年於今切關病死年六十四

(後略)

「文化八年 諸家系譜」

平姓

服部伊賀平内左衛門尉保長男平内兵衛尉保清伊

賀国服部二居住家名服部与称申候

家紋 上ヶ羽蝶

家之紋上羽蝶此度
札記書載申候

替紋 菊

幕紋 披菊之丸

幕之紋調達二付此度
穩直シ申候

右幕之紋者先祖服部修理太夫宗村

後醍醐帝より菊之花奉獻拜領仕候

葛原親王後胤伊賀平内左衛門尉平保長十代之孫

服部修理之保宗長男

宗純宗家宗信宗政政家
五代書載申候

宗純 伊賀守

母 服部兵部少輔保政女

妻 井手弾正忠正長女

生伊賀国

南朝皇子尹良親王奉仕

応永四五年尹良親王上野国被御下向之節大場

修理太夫元岡本右近将監高永山川氏部少輔重祐

恒川左京大夫清矩

是等吉野 堀田尾張守正重服部
四家与称申候

伊賀守宗純平野主水正業忠鈴木右京亮重政真

野式部少輔道資光賀大膳太夫道長川村相模守

秀清 是等吉野

七名家卜称申候 其外御供仕上州寺尾城江奉入

応永五戊寅年駿河国住人鈴木越後守方江御在任

下野国三河村落合之城江奉入

同年尹良親王薨御二付上州寺尾之城江奉移

永享五癸丑年信州御在任之節尾州海辺郡津

嶋船所之城大橋定充方江永夕御在任可有之旨二付

永享七乙卯年十二月朔日世良田柳井四家七名家

之人二御供仕信州御立之節先口飯田駒場之

一族召出御合戦御供之内戦願者多有之三州江

御供仕十二月廿九日尾州奴野之城江奉入是より子孫

尾州三居住仕候此時家絶數ヶ所之疵元勝不相叶

永享八丙辰年正月十一日死六十三

葬地不知 号 正光院道永常松

宗家

左京亮 与十郎

母 井手氏女

妻 不知

良王君二奉仕住尾州津嶋

永享八丙辰年六月同国佐屋村之住人台藤大隅守

後退治之節戦功仕候

康正元乙亥年三月死四十一

葬同等 号 浄光院月山常長

宗信

伊賀守

母 不知

妻 岡本玄番頭高信女

良王君二奉仕住尾州津嶋後住河内

明応元壬子年正月廿日死五十一

葬不知 号 誓願院一峯宗信

女 宇津越中守妻

母 上同

宗政

佐京亮

母 岡本氏女

無妻

明応元壬子年良王君薨御二付

明応三寅年三月五日津嶋天王社城二同人奉蒙

御別大明神与奉号大橋堀田郡御社建立仕候

永正十五戊寅年十二月死

葬不知 号 龍呂院常水道玄

政家

左京亮 初權太夫

母 家女

妻 横井丹後守女

生尾州

尾州後別城主織田備後守信秀属数度戦功仕候

依之織田家之侍大将相勤其後同国河内へ蟄居

天文五丙申年八月十三日死四十五

葬 漳雲院仙岳常久

政光

初政秀 權太夫 右京進

母 横井氏女

妻 千秋式部少輔妻

生尾州

永祿三申年五月今川治部太輔義元織田上総介

信長与於尾州愛智郡沓掛合戦之節初而

神君江御目見仕其節兵糧船一艘奉獻

御帰陣之砌於三州岡崎被召出

元龜三壬申年味方ヶ原御合戦之節海陸両方之

押被仰付東村之城落城仕候

天正十壬午年九月十五日伊豆国佐野小屋之砦松平

周防守差図御座候二付悴与十郎政季召連加勢仕

則佐野小屋攻落申候御感之奉蒙 上意候

天正十三乙酉年二月一日死七十

葬 真指院岡堅釣

政季

權太夫 初与十郎

母 千秋氏女 妻 高力河内守清長女
生尾州

天正年中自部屋住被 召出
天正十三年九月十五日父權大夫政光二隨
天正十八寅年小田原御陣之節御使番相勤本多中務
太輔忠勝手江御附被遊合戰仕候
同年關東御入国御供仕

天正廿壬辰年二月朔日武州大田之庄之内百間郷
三千石賜之御判物頂載仕今以所持仕候右判物写シ

武蔵国太田庄之内參千石並
野河原等之事右出置之畢永
可令知行者也

天正廿年 御朱印

二月朔日 服部与十郎との

年月日不知於近江国長浜賜千石凡四干石
台徳公江被相附下野国宇都宮迄御供仕候処

慶長廿卯年御供仕候処病氣二付京都二罷越
養生仕候処

同年四月廿六日於京都死五十六
葬同寺 号 金剛院義永賢海

政信 權太夫 初与十郎

母 高力氏女

妻 京都御 加藤喜左衛門正次女
仕番役

年月日不知自部屋住被召出於武州白井賜五百石

慶長五子年関ヶ原御陣御供
慶長十九年寅年大坂御陣之節

台徳公御使番

慶長廿卯年夏御陣之節五月七日於天王寺に
黒門内敵之姓名不相知鎗下之高名仕武騎を
突伏候段内藤石見守見届申上候右御帰陣後百
間郷三千石部屋住之内被下置候武州白井五百石

都合三千五百石被下置父跡式被下置候御加増地江州
長浜之内千石弟松之助政重二分知被仰付候
元和五未年御使番相勤御上洛御供仕於京都遠
州今切御開所御番被仰付加五百石凡四干石
寛政二五年十二月今切御番相勤被仰付知行御引替
被仰付於遠江国敷智郡之内開発之地共都合
高四千九十五石七斗ヲ賜之

右御判物写

遠江国敷智郡山崎村八百九拾六石八斗余

小人見村百九拾五石式斗余高塚村式百

九拾式石余大窪村七百式拾石四斗余志

都呂村六百八石五斗余篠原村五百四拾七石

神谷村四百四石式斗余伊佐地村三百

三拾三石六斗余以上四干石此外 式百九十五石七斗

都合四千貳百九拾五石七斗余令扶助之

事全可知行者也

寛永二

十二月十一日

御朱印 服部權太夫との

年月日不知惣領与十郎政長二男女番頭政久從

部屋住新規被召出御奉公相勤候処兩人共部屋住より

病死仕候依之高四千貳百九十五石七斗余之内

三男新左衛門信利江式千七百九十五石七斗余四男

与左衛門信成江千五百石被下置候様奉願置

寛永十九年五月十七日於今切御番所死六十四

葬同寺 号 智徳院宗栄浄賢

政重 李之助

母 上同

妻 不知

生遠江国

慶長五子年被召出

慶長十九寅年有故齧居仕候処

元和元卯年江州長浜之内分知千石

元和五未年上意二付兄權太夫政信与共二遠州今切
御開所御番

同年江州長浜知行所替遠州敷智郡之内二而賜千
石

寛政元子年今切御番所死

葬不知 号 宗仙

政次 李之助

母 妻不知

元和二辰年十一月御目見

年月日不知御小性組

年月日不知死

御小性組稻葉石見守組

折井市左衛門正利妻

政勝 李之助 乱心 家断絶

実父旗奉行大久保四郎左衛門忠重一男

実母不知

妻 森川出羽守重俊女

妻 安部摂津守信盛女

養子 父□□共二年月日不知

年月日不知乱心家断絶

政長 与十郎

母 加藤氏女

年月日不知自部屋住小性組門卷越前守組

政久 玄番 玄番頭

母 上同

年月日不知新規二被召出小性組
其後御徒頭

寬永年中小性組与頭

野部對馬守組之節西丸□□二付頭共御書院番

年月日不知諸太夫任玄番頭

寬政十五年三月晦日死

葬 淺草本願寺内長敬寺 号夢春

信利 新左衛門

無嗣断絶

母 上同

年月日不知新規被召出入御小性組内田信濃守組
賜四百石

寬永十九年年十一月十四日父高四千貳百九十五石斗

余之内貳千七百九十五石七斗ヲ被下候

寬政廿未年八月遠州知行所替被仰付上総国

夷隅郡之内被下之部や住之内四百石上納

正保四亥年五月十七日死

葬同寺 号 家住

信成

母 上同

妻 御小性組大久保 川口久助宗次女
左馬介与頭

寬永十二亥年御目見

寬永十六卯年新規被召出入小性組内田信濃守組

賜三百俵

寬永十九年年十一月十四日分知千五百石二付

寬永二十未年八月晦日遠州知行所替被仰付於上総国

夷隅郡之内岩懸村札森村森宮村大野村賜之

部や住之内三百俵上納之

寬文七未年十一月十日辭入北原遠太夫組

天和二戌年五月廿九日隱居

元錄五申年正月廿三日死七拾貳

葬市ヶ谷浄永寺 号 教実院宗賢

女 大門番 長井五右衛門吉勝妻

母 上同

正勝 高木九兵衛 御徒頭高木筑後守正次□養子

母 上同

信解 權太夫

母 川口氏女

妻 御勘定奉行 大岡備前守清重女

天和二戌年五月廿九日跡目千五百石之内千貳百石弟

權右衛門江分知三百石入内藤出羽守組

宝永八卯年四月朔日信州飯山之城引渡御用十九日

出立仕五月朔日掃府御礼

享保十九寅年四月六日老辭賜金貳枚金屋甚助支配

元文三年二月六日死七十三

葬同寺 号 巴乘院寂誓

信親 權右衛門 當時大門番高木筑後守組

服部幸八郎幸成組

母 上同

天和二戌年五月廿九日分知三百石

女 町年寄 北村嘉内妻

母 上同

信隆 權太夫

大門番

高木主水正組

服部權右衛門信親二男

実母 御書院番 朝日奈左兵衛利昌女

妻 無御座候

享保十五戌年八月十九日徒部屋住入西丸御書院

酒井備前守組

元文三年五月四日跡目

安永三年二月九日老表辭賜金貳枚入神尾

若狭守支配

安永四未年六月六十死

葬同寺 号 正道院浄満

信由 龜次郎

母 家女

妻 御小性組

石川備中守組 安西甚兵衛元栄女

明和四亥年二月四日惣領除

寬政四子年九月十九日死五十九

葬同寺 号 離相院開成

女 夭

母 家女

信任

実父 寄合 齊藤頼母利保五男

実母 家女

妻 養父 權太夫信隆女

明和四亥年五月十一日以由諸聲養子

安永四未年九月六日跡目入神尾若狭守支配

安永五申年正月廿六日入御小性組小堀河内守組

寬政元酉年七月六日辭入酒井因幡守支配

同年十一月十九日隱居

同年十一月廿二日改名觀光

寬政十年十一月廿日死五十五

葬上同 号 觀光院信任

女 養女 吉十郎信任妻
母 家女

信貫 權太夫 初鉄五郎 徳三郎 左京修理

母 服部權太夫信隆女
妻 寄合 遠山隼人伊氏女

寛政元酉年十一月十九日家トク入内藤甲斐守支配
寛政七年五月廿八日死三十四

葬同寺 号 正徒院唯信
女 室賀老岐守支配 布施主水正孝妻

母 上同
某 吉之助 天

母 上同
女 母上同 森川織部支配 木村八十八安緯妻

女 母上同

女 母上同

女 母上同
信発 重之丞 兄權太夫口養子

母 家女
某 鎌次郎

信発 重之丞
実 服部吉十郎信任三男

実母 家女
寛政十年八月三日弟統急養子跡目入戸田中務支配

女 遠山氏女

女 母 上同

女 母 上同

母 上同 拜領屋敷四ツ谷大木戸先

右之通御座候以上

角右

高千式百石 上総国 之内 本国尾張
美濃国 生国武蔵

抱屋敷小日向坂口

右抱屋敷先代服部与左衛門

信成代より所持仕承心三

甲午年より今以代々住宅仕候

寛政十一乙未年 服部重之丞未十八歳

右者先達私差出候系譜日記取調此度相改

差出申候以上

文化八辛未年 小普請組石川右近将監支配未三十

服部与左衛門 (花押)